

岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

岬町長 田 代 堯

岬町規則第10号

岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則（令和2年岬町規則第1号の2）の一部を次のように改正する。

附則中「交付」を「公布」に、「令和7年3月31日」を「令和12年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。